

令和8年9月

お客様各位

当座勘定規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、令和8年10月1日（木）から手形・小切手の振出期限日および入金・取立受付期限日を設けさせていただくため、当座勘定規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定を一部改定することといたしましたので、お知らせいたします。

記

【改定内容】

「当座勘定規定（一般用）」

（下線部分が改正箇所）

新	旧
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (4) （省略）	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) ～ (4) （省略）
第2条 ～ 第6条 （省略）	第2条 ～ 第6条 （省略）
第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため <u>呈示</u> された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) ～ (4) （省略）	第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため <u>提示</u> された場合には、当座勘定から支払います。 (2) ～ (4) （省略）
第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026年9月30日まで</u> <u>に振り出してください。</u> (2) 取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の	第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の

新	旧
交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。	交付した手形用紙であることを確認してください。
(3) ～ (6) (省略)	(3) ～ (6) (省略)
第9条 ～ 第16条 (省略)	第9条 ～ 第16条 (省略)
第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) (省略)	第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) (省略)
第18条 (線引小切手の取扱い) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) (省略)	第18条 (線引小切手の取扱い) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) (省略)
第19条～第25条 (2) ① (省略) ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下「暴力団員等」という。) に該当し、または次のいずれかに該当するこ	第19条～第25条 (2) ① (省略) ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下これらを「暴力団員等」といいます。) に該当し、または次のいずれかに

新	旧
とが判明した場合 (以下省略)	該当することが判明した場合 (以下省略)

普通預金規定

(下線部分が改正箇所)

新	旧
1. (取扱店の範囲) 普通預金(以下「この預金」という。)は、取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 2. (省略) 3. (証券等の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(5) (省略) 4. ～10. (省略) 11. (盗難通帳による払戻し等) (1) 個人のこの預金の取引において盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。 (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額に相当	1. (取扱店の範囲) 普通預金(以下「この預金」といいます。)は、取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 2. (省略) 3. (証券等の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2)～(5) (省略) 4. ～10. (省略) 11. (盗難通帳による払戻し等) (1) 個人のこの預金の取引において盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、<u>本条において「当該払戻し」といいます。</u>)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。 (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額に相当

新	旧
する金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。 (3)～(7) （省略） 12. ～14. (3) ① （省略） ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 （以下省略）	する金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。 (3)～(7) （省略） 12. ～14. (3) ① （省略） ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下<u>これらを</u>「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 （以下省略）

貯蓄預金規定

（下線部分が改正箇所）

新	旧
1. （省略） 2. （証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(5) （省略） 3. ～14. (3) ① （省略） ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 （以下省略）	1. （省略） 2. （証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) （省略） 3. ～14. (3) ① （省略） ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下<u>これらを</u>「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 （以下省略）

新	旧
1. (預金の目的、預入れ) この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、取引店のほか当金庫の本支店のどこの店舗でも預入れができます。 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(4) (省略) (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. ～5. (1) (省略) (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに取引店のほか当金庫の本支店の店舗（以下「受付店」という。）に提出してください。 (3) (4) (省略) 6. (省略) 7. (納税貯蓄組合法による特例) この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」という。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) 8. ～14. (3) ① (省略) ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、	1. (預金の目的、預入れ) この預金は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、取引店のほか当金庫の本支店のどこの店舗でも預入れができます。 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(4) (省略) (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. ～5. (1) (省略) (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに取引店のほか当金庫の本支店の店舗（以下「受付店」といいます。）に提出してください。 (3) (4) (省略) 6. (省略) 7. (納税貯蓄組合法による特例) この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) 8. ～14. (3) ① (省略) ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、

新	旧
総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 （以下省略）	総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下<u>これらを</u>「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 （以下省略）

以 上